

# 第2次匠瑛市地球温暖化防止実行計画 (概要版)

## 1 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 2 計画の期間

平成29年度から平成32年度までの4年間

## 3 計画の基準年度

平成27年度（当該年度における温室効果ガスの総排出量を把握し、これを基準とします。）

## 4 対象とする温室効果ガス

- ・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- ・メタン（CH<sub>4</sub>）
- ・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）

## 5 対象とする市の事務・事業の範囲

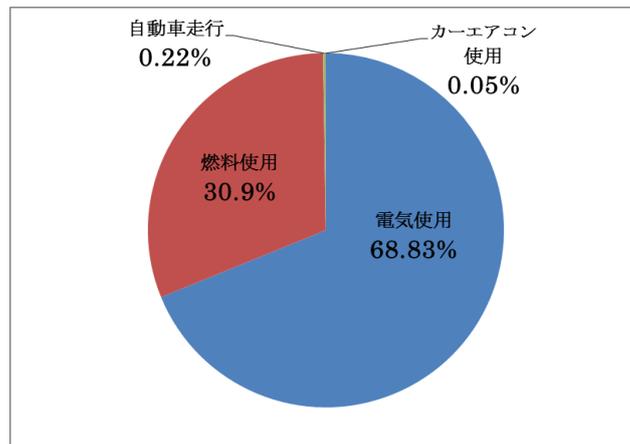
原則として市が実施するすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織・施設が対象となります。

※外部への委託等により実施している事業等は対象外とします。

## 6 基準年における温室効果ガス排出量

温室効果ガスの総排出量を把握するため、基準年度（平成27年度）における温室効果ガスの総排出量を算出しました。

排出項目	電気使用	燃料使用	自動車走行	カーエアコン使用
年間排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	3,021,861	1,357,100	9,446	2,074
排出割合 (%)	68.83	30.90	0.22	0.05



## 7 削減目標

市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量を、平成32年度までに**4%以上削減**することを目指します。

また、次のとおり分野別削減目標を設定し、主たる排出原因となっている電気及び燃料の使用量の削減に取り組みます。

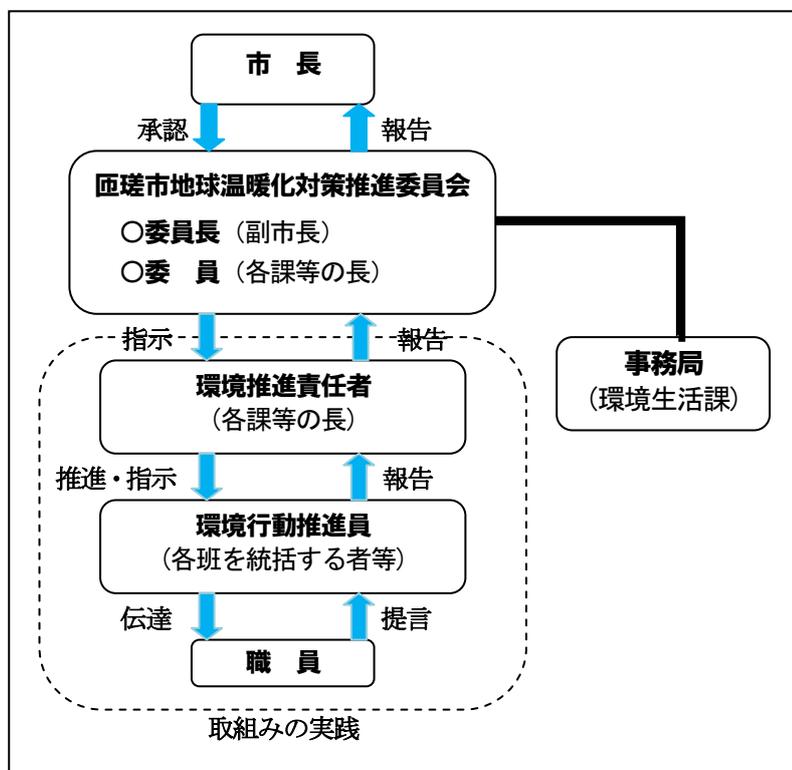
項目	基準年度 (平成27年度)	削減目標	目標年度 (平成32年度)
電気使用量	3,021,861 kg-CO2	<b>5%削減</b>	2,870,768 kg-CO2
燃料使用量	1,357,100 kg-CO2	<b>3%削減</b>	1,316,387 kg-CO2
公用車走行距離	9,446 kg-CO2	<b>3%削減</b>	9,163 kg-CO2

## 8 目標実現のための取組み

排出量削減の目標を実現するために、以下の取組みを行います。

- (1) 省エネルギー対策（電気使用量の削減・燃料使用量の削減）
- (2) 省資源・ごみ減量化への取組み
- (3) 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進
- (4) 施設の設計・管理に関する取組み
- (5) 環境意識の啓発

## 9 計画の推進体制



### ○地球温暖化対策推進委員会

計画実現に向けた目標を設定するとともに、達成のための取組みを実施。

### ○環境推進責任者

所属する各課等の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量等を削減するための取組みを推進し、また、温室効果ガスの排出量等の把握・報告を実施。

### ○環境行動推進員

計画の周知徹底をし、温暖化対策に関する取組みを実践。

### ○職員

それぞれの役割に即した責任と権限により、取組みを実施。